

障害者介護給付費等支給審査会設置形態

◎合議体委員内訳

		分 野	正委員	補強委員
第1合議体	医療	6名	3名	3名
		精神科医師 3名	3名	—
	その他の医師 3名	—	3名	
	身体障がい	3名	3名	—
障がい者支援施設職員 1名		1名	—	
理学療法士 1名		1名	—	
作業療法士 1名		1名	—	
第3合議体	知的障がい	6名	3名	3名
		障がい者支援施設職員 3名	3名	—
		社会福祉士 3名	—	3名
	精神障がい	3名	3名	—
		精神保健福祉士 3名	3名	—
		合 計	18名	12名

◎委員分野別内訳

委員	分 野	人数	職 種
正委員 (4名)	医療	1名	精神科医師
	身体障がい	1名	障がい者支援施設職員・理学療法士・作業療法士のうちから1名
	知的障がい	1名	障がい者支援施設職員
	精神障がい	1名	精神保健福祉士
補強委員 (2名)	医療	1名	医師
	身体・知的 精神障がい	1名	社会福祉士

※正委員が欠席する場合、補強委員が出席する（他の合議体への出席を依頼する場合もある。）

◎身分、任期、報酬額等

身 分	障害者介護給付費等支給審査会は、地方自治法第138条の4第3項に規定する地方公共団体の附属機関に該当する。委員の身分は、地方公務員法第3条第3項第2号の規定により、非常勤の特別職となるため、同法第34条第1項の規定に基づき守秘義務を厳守し、違反した場合には同法第60条第2号の規定により罰則が科せられる。
任 期	2年間とし再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。（組合規則）
報 酬	審査会開催の都度「医師」20,000円、「医師以外の者」15,000円を支給する。（組合条例）
費用弁償	交通費として委員が審査のため審査会に出席したときは、日額1,500円を支給する。（組合条例）